

交通事故による負傷者を救護した者に対する報償金の贈与要領について（例規）

〔最終改正 昭和61.3.14 1京務第183号〕

〔京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて〕

最近の交通情勢下において、人命尊重を基調とした交通安全対策の一環として、交通事故による負傷者の搬送、救出等を行った者に対し、報償金を贈与することにより、善意の救護行為を促進し、負傷者の救護の迅速化と交通道德の高揚を図るため、みだしの要領について、下記のとおり定め、昭和49年5月1日から実施することとしたから、これが運用上に誤りのないようにされたい。

記

第1 報償金の性質

報償金は、善意の労に報いるというものであり、実費を補償するという性質のものではない。したがって、報償金の贈与に関し、請求権又は支払義務が伴うものではない。

第2 用語の意義

この通達における用語の意義は、次のとおりとする。

1 交通事故

交通事故とは、京都府内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車（以下「車両等」という。）の交通によって起こされ、人の死亡又は負傷を伴った事故をいう。

2 負傷者

負傷者とは、社会通念上、自力で行動することが困難な程度の負傷をしたと認められる者をいう。なお、明らかに即死と判断される者を除き、医師の診断による死亡の認定がなされていない限り、医学上の死亡者であつても負傷者とする。

3 医療機関

医療機関とは、病院、医院、診療所等すべての医療施設をいう。

4 救護行為

救護行為とは、搬送行為、救出行為及び援助行為をいい、その内容は、次のとおりとする。

(1) 搬送行為

負傷者を人力、車両等いずれの手段又は方法によるを問わず医療機関へ運ぶ行為。

(2) 救出行為

負傷者を事故車両から救出し、又は交通事故現場若しくはその付近から安全な場所に移動させる行為。

(3) 援助行為

搬送行為又は救出行為を容易にするため協力援助する。

第3 報償金の贈与対象者

報償金は、救護行為をした者に対し贈与するものとする。ただし、次に掲げる者についてはこの限りでない。

1 交通事故を起こした車両等の運転者、乗務員等

- 2 交通事故当事者の6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- 3 警察職員及び消防職員
- 4 救急用務従事中の医療機関関係者
- 5 有償で負傷者の救護行為を行つた者
- 6 その他贈与することが社会通念上適当でない認められるもの。

第4 報償金の贈与額

報償金の贈与額は、次に掲げる基準によるものとする。ただし、救護行為による時間的負担又は被服、車両座席等の汚損の著しい場合並びに同一人物が複数の負傷者を反復継続した場合は、5,000円を限度に増額することができる。

- 1 搬送行為 3,000円
- 2 救出行為 2,000円
- 3 援助行為 1,000円

第5 報償金の贈与者

報償金は、交通事故の発生地を管轄する警察署長が贈与するものとする。ただし、名神高速道路上における交通事故にあつては、高速道路交通警察隊長が贈与するものとする。

第6 救護行為の報告等

警察官は、負傷者の救護行為の事実を現認又は認知したときは、速やかに当該関係者の氏名、状況等を確認して救護行為現認（認知）報告書（別記様式第1号）により、前記第5に規定する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長」という。）に報告又は通報（以下「報告等」という。）するものとする。

第7 報償金贈与の決定

前記第6の報告等を受けた署長等は、その内容について審査し、報償金の贈与の必要性及び贈与する場合の金額を決定をするものとする。

第8 報償金の支出方法

報償金の贈与にあつては、京都府会計規則（昭和46年京都府規則第3号）の規定に基づき資金前渡の方法により支出するものとする。

第9 報償金の交付

- 1 報償金の交付は、署長等が救護者に直接交付するものとする。ただし、これによりがたいときは、報償金贈与通知書（別記様式第2号）を添付のうえ、郵送により贈与することができる。
- 2 報償金を贈与したときは、領収書を徴するものとする。

第10 報償事務取扱状況の記録

署長等は、報償事務を取り扱つたときは、救護行為現認（認知）報告書の下欄に決定及び贈与の状況を記録し、その経過を明らかにしておくものとする。

（様式省略）